

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

都城市立山之口小学校
校長 大迫 拓也

臨時休業中の児童預かりについて

今回の臨時休業実施に伴い、児童預かりを行います。新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、御家庭での対応となりますが、山之口小学校に在籍するお子様で、やむを得ない事情で家庭での待機ができない場合、預かりを行います。放課後児童クラブを利用されているお子様は、放課後児童クラブでの対応を検討いただきますようお願いいたします。

なお、学校で預かる場合は、次の条件を設定します。御確認ください。

- 1 保護者が毎朝検温等を行い、学校に健康チェックカードを提出し、健康であることが確認できた児童
- 2 マスクを着用し、昼食を持参できる児童
- 3 原則、保護者の責任において、送迎が可能な児童
- 4 学校での在校時間は、午前8時30分から午後3時までとします。
- 5 学校での活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。
- 6 学校での検温などで早退する必要がある場合は、迎えをお願いします。

預かりを希望される保護者の皆様は、

明日、4月21日（火）午前9時から午後3時までに学校へ電話連絡ください。
（電話番号57—2005）

参考

Q やむを得ない事情とはどのような事情ですか？

A 仕事等の関係で、どうしても保護者等が自宅等で子どもの面倒を見ることができず、かつ、お子様自身の状況から、一人で自宅で過ごさせることが難しい場合です。

臨時休業の目的は、子どもたちを集団にしないことで、感染拡大を防ぐことですので、あまりにも多くの児童が登校する状況になりますと、その目的を達成することが難しくなります。保護者の皆様には多大な御迷惑をおかけすることになりますが、趣旨を御理解いただいて適切な判断をお願いしたいと思います。